

【アメリカ】不法移民の取締りを強化するための連邦法の制定

海外立法情報課 中川 かおり

* 2025 年 1 月 29 日、特定の犯罪により起訴等された不法入国者の収容を義務付け、連邦機関による外国人の釈放等に対し州司法長官による訴訟の提起を認める連邦法が制定された。

1 経緯

2025 年 1 月 29 日、連邦議会第 119 議会（2025-26 年）で最初の法律¹が制定された。同法は、①不法入国し、かつ、特定の犯罪により起訴等された外国人等の収容を義務付け、②連邦機関による外国人の釈放等により州に損害が生じた場合に、州司法長官²が、当該機関に対してその収容等を求めて訴訟を提起できるとするもので、概要は次のとおりである。同法に対しては、移民収容施設の増床等に莫大な予算が必要である、連邦政府が管轄する移民国籍法³の実施に州政府の介入を認めることが違憲である等の指摘がある⁴。

2 概要

（1）移民国籍法第 236 条（合衆国法典第 8 編（以下「同編」）第 1226 条）の改正

同法は、連邦司法長官により収容される外国人に、次の者を加える（c 項第 1 号(E)）。入国不許可とされる①イ)入国許可等なしにアメリカに滞在する者⁵、ロ)詐欺等により査証等を入手しようとする者⁶、ハ)入国申請時に査証等の書類を所持しない者⁷であって、かつ、②強盗、窃盗、万引き、法執行職員への暴行、他者に死亡又は傷害をもたらす等の犯罪の主な構成要件を満たして起訴され、逮捕され、有罪とされた等の者⁸。これらの「強盗」等の用語は、当該犯罪行為が発生した法域における用語の定義に従う（同項第 2 号）。連邦国土安全保障長官は、上記(E)に該当し、連邦、州等の職員により収容されていない者を迅速に収容する（同項第 3 号）。

また、従来から、連邦司法長官は、外国人が退去強制とされるか否かの判断が下されるまでの間、当該外国人を釈放することができ（a 項第 2 号）、刑事事件の証人等の保護のために釈放が必要な場合に外国人を釈放することもできた（c 項第 4 号）。同法は、これらの釈放の決

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 3 月 11 日である。[] 内は筆者の補記である。

¹ Laken Riley Act, P.L.119-1. 法律略称にあるレイケン・ライリー（Laken Riley）はジョージア州の 22 歳の女子看護学生の名で、不法入国し、万引きの逮捕歴があったが釈放されていたベネズエラ人に、2024 年 2 月に殺害された。

² 全 50 州に設置され、州機関に公式の意見を提出する、連邦・州裁判所において州の代理人となる、州を代理して民事訴訟を提起する等を行う。多くの州で公選の職位とされている。“What Attorneys General Do.” National Association of Attorneys General website <<https://www.naag.org/attorneys-general/what-attorneys-general-do/>>

³ Immigration and Nationality Act (INA). 出入国管理に関する連邦法で、1952 年制定。これ以降の改正を反映した INA は、INA として維持されると同時に、合衆国法典第 8 編にも編入されている。

⁴ “Why I voted ‘no’ on the Laken Riley Act,” January 25, 2025. Rep. Chrissy Houlahan website <<https://houlahan.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=4393>>

⁵ 同編第 1182 条 a 項第 6 号(A)。

⁶ 同編第 1182 条 a 項第 6 号(C)。

⁷ 同編第 1182 条 a 項第 7 号。

⁸ 1996 年以来、収容等の対象は、特定の重大犯罪（certain serious crimes）により有罪判決を受けた者とされてきたところ、同法が、これを窃盗や万引きにより起訴、逮捕されたのみの者にも拡大したことは、合衆国憲法の定めるデュープロセスに違反するとの批判がある。171 Cong. Rec. H55 (statement of Rep. Jamie Raskin)。特定の重大犯罪は、規制薬物犯罪、テロ活動、特定の銃器犯罪、スパイ活動等とされる。同編第 1226 条 c 項第 1 号(A)～(D)。

定等により州又は州民に損害（金銭損害の場合には 100 ドル⁹超。以下「一定の損害」）が生じたと主張する州司法長官等が、連邦司法長官又は連邦国土安全保障長官に対し、適切な作為命令的差止命令¹⁰を求めて連邦地方裁判所に提訴できるとした（f 項）。

（2）移民国籍法第 235 条（同編第 1225 条）の改正

従来から、連邦国土安全保障省は、①入国不許可とされる前掲（1）①ロ）又はハ）の者であつて、かつ、庇護（ひご）¹¹申請等の意思を表明しない者に対し、審査なしの退去強制（b 項第 1 号(A)(i)）、②明白かつ疑念の余地なく入国許可される者以外の者に対し、退去強制のための収容等を義務付けられてきた（同項第 2 号(A)）。同法は、これらの義務違反により州等に一定の損害が生じたと主張する州司法長官等が、同省に対し、適切な作為命令的差止命令を求めて連邦地裁に提訴できるとした（同項第 3 号）。

（3）移民国籍法第 243 条（同編第 1253 条）の改正

従来から、連邦司法長官¹²が〔退去強制とする〕外国国民を受入可能か否かについて当該外国政府に対して照会した後に、当該国政府がこの受入れを拒否し、又は不当に遅らせているとの通知を当該長官から受けた場合には、連邦国務長官は、当該国のアメリカの在外公館職員に、一定の期間、当該国国民等に対する移民査証¹³若しくは非移民査証又はその両者の発給を停止するよう命令することを義務付けられてきた（d 項）。同法は、この義務の違反により州等に一定の損害が生じたと主張する州司法長官等が、連邦国務長官に対し、適切な作為命令的差止命令を求めて連邦地裁に提訴できるとした（e 項）。

（4）移民国籍法第 212 条（同編第 1182 条）の改正

従来から、連邦国土安全保障長官は、その裁量により、緊急の人道的事由又は重大な公益がある場合に、米国に入国申請する外国人に臨時入国許可（parole）を認めることができるとされてきた（d 項第 5 号(A)）。同法は、この「緊急の人道的事由」等の制限への違反により州等に一定の損害が生じたと主張する州司法長官等が、連邦国土安全保障長官に対し、適切な作為命令的差止命令を求めて連邦地裁に提訴できるとした（同号(C)）。

（5）移民国籍法第 241 条（同編第 1231 条）の改正

従来から、連邦国土安全保障長官は、入国不許可とされる犯罪を列挙する規定¹⁴等に基づいて入国不許可とされた外国人又は退去強制とされる根拠となる犯罪を定める規定¹⁵等に基づいて退去強制とされた外国人を、いかなる場合にも退去強制の期間において釈放してはならないとしてきた（a 項第 2 号(A)）。同法は、この収容義務への違反により州等に一定の損害が生じたと主張する州司法長官等が、連邦国土安全保障長官に対し、適切な作為命令的差止命令を求めて連邦地裁に提訴できるとした（同号(B)）。

⁹ 1 ドルは 156 円（令和 7 年 3 月分報告省令レート）。

¹⁰ injunctive relief. 既に生じた違法状態の排除のために作為を命じる裁判所の命令。不作為を命じることが多いので差止命令と訳されてきたが、作為を命じる場合もある。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.448.

¹¹ ①人種、宗教、政治的意見等を理由として過去に迫害を受け、又は将来に迫害を受けるおそれがあり、②出身国に帰ることができない、③アメリカ国内に滞在する外国人に認められ得る。同編第 1101 条 a 項第 42 号(A)、第 1158 条。

¹² 法文は「連邦司法長官」とするが、2002 年の出入国管理業務の移管により、実際には「国土安全保障省長官」であるとされる。“New Immigration Law Signed by Trump Likely Unconstitutional,” *Forbes*, Feb.2, 2025.

¹³ 移民査証は永住を目的とする者に、非移民査証は特定の目的を達成するために特定の期間滞在を希望する者に交付される。「よくある質問：ビザ・滞在資格」Education USA ウェブサイト <<https://educationusa.jp/faq/visa.html>>

¹⁴ 同編第 1182 条 a 項第 2 号、同項第 3 号(B)。

¹⁵ 同編第 1227 条 a 項第 2 号、同項第 4 号(B)。